



鳥取県公報

平成14年12月25日(水)
号外第171号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則(101)(審査課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 鳥取県立倉吉総合産業高等学校、鳥取県立鳥取中央育英高等学校及び鳥取県立境港総合技術高等学校をかい廨に加えるとともに、その出納員はこれらの学校の事務長をもって充てることとした。(別表第1関係)
- この規則は、平成15年1月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第101号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条、第5条関係)			別表第1(第2条、第5条関係)		
機	関	職	機	関	職
略			略		
鳥取県立倉吉工業高等学校		事 務 長	鳥取県立倉吉工業高等学校		事 務 長
鳥取県立倉吉総合産業高等学校		事 務 長			
鳥取県立鳥取中央育英高等学校		事 務 長			
略			略		
鳥取県立境港工業高等学校		事 務 長	鳥取県立境港工業高等学校		事 務 長

鳥取県立境港総合技術高等学校	事 務 長
略	略

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。